

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

② サービス利用計画案に基づいた相談支援体制の強化について

障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案に基づき、支給決定が行われるよう相談支援体制を確立すること。そのためには、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の拡充等を計画的に行うこと。

（回答）

平成24年4月の障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の充実・強化が図られ、相談支援体制の整備が急務の課題となりました。

大阪府では、各市町村において指定相談支援事業者を拡充できるよう、相談支援専門員の量的確保を図るため、平成25年度より指定研修事業者2法人において相談支援従事者初任者研修を実施し、586名（政令市含む）の養成を行いました。

また、指定特定・障がい児相談支援事業所の指定を行う市町村において、相談支援事業所の新規開設あるいは増員配置等、事業者への働きかけの際に活用できるよう、相談支援従事者初任者研修の修了者について情報提供しています。

さらに、相談支援専門員の質の向上を図るため、障がい者自立相談支援センターにおいて専門コース別研修を実施しているところです。

大阪府といたしましては、市町村と連携しながら、相談支援体制の整備を図るとともに、障がい者の相談支援に関する人材育成や広域的・専門的助言等を通じ、相談支援の充実や質的向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課